

一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の 事後評価について

（趣旨）

一般送配電事業者における効率化・料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促すため、「一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について」（資料 3-1（別紙））を定めることについて、御審議いただく。

主なポイント

これまで、小売電気料金については、原価算定期間経過後は毎年、本委員会（料金審査専門会合）において、各社の部門別収支や経営効率化の取組状況を聴取するとともに、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認するなど、事後評価に係る審議を行ってきたところ。

平成 28 年度以降は、電力小売事業への参入が自由化され、各事業者が自由に料金メニューを設定することが可能となり、市場競争を通じて料金の低廉化を促進する仕組みとなった。（経過措置料金については引き続き事後評価を実施。）

他方、小売全面自由化後も地域独占が残る送配電部門については、市場競争が存在しないことから、効率化・料金の低廉化を促進する別途の仕組みが必要と考えられる。

こうしたことから、平成 28 年度実績分から、一般送配電事業者の収支状況（託送収支）や効率化の取組状況について、当委員会が定期的に公開の場で事後評価を行うことにより、各事業者における効率化・料金の低廉化と質の高い電力供給の両立を促す。